

岐阜県公報

第千九百三十三号

平成二十年三月二十八日

(金曜日)

目次

規 則

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課) 二二〇ページ

教 育 委 員 会 規 則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

(学校支援課) 二二〇

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

(特別支援教育課) 二二〇

告 示

岐阜県防災行政無線通信取扱規程の一部改正

(防 災 課) 二二〇

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施
要綱により結果を提供する試験に関する告示の一部改正

(法務・情報公開課) 二二二

岐阜県情報公開条例第二十五条第一項の知事が定める法人
に関する告示の一部改正

(行政改革課) 二二二

岐阜県個人情報保護条例第二十九条の二第一項の知事が定
める法人に関する告示の一部改正

(同) 二二三

国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の定数に関する告
示の一部改正

(国民健康保険課) 二二三

道路の区域変更

(道路維持課) 二二三

道路の供用開始

(同) 二二三

都市計画の変更

(都市政策課) 二二三

岐阜県土地利用基本計画の変更

(同) 二二八

大垣都市計画下水道事業の変更認可

(下水道課) 二二九

美濃都市計画下水道事業の変更認可

(同) 二二九

美濃加茂都市計画下水道事業の変更認可

(同) 二三〇

可児都市計画下水道事業の変更認可

(同) 二三〇

古川都市計画下水道事業の変更認可

(同) 二三〇

坂祝都市計画下水道事業の変更認可

(同) 二三〇

保安林の指定

(下呂農林事務所) 二三一

保安林の指定施設要件の変更予定

(飛騨農林事務所) 二三一

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 二三二

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定

(商業流通課) 二三二

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の廃止

(同) 二三二

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

(出納管理課) 二三三

安八郡広域連合の規約の変更許可

(西濃振興局) 二三五

土地改良区の定款の変更認可

(西濃農林事務所) 二三五

規則

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四号

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則（平成十九年岐阜県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二九の項中「廃ガラス又は陶磁器くず」を「廃ゴム、廃ガラス又は陶磁器くず」に、「廃ガラス又は廃瓦」を「廃ガラス、陶磁器くず又は廃瓦」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会規則第二号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次

のように改正する。

第七条の二の見出しを「学校評価」に改め、同条第一項中「行うとともに」の下に「その結果を踏まえ」を加え、「外部評価」を「学校関係者評価」に改め、同条第二項及び第三項中「外部評価」を「学校関係者評価」に改め、同条に次の一項を加える。

4 校長は、自己評価及び学校関係者評価の結果を教育委員会に報告するものとする。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会規則第三号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条の二の見出しを「学校評価」に改め、同条第一項中「行うとともに」の下に「その結果を踏まえ」を加え、「外部評価」を「学校関係者評価」に改め、同条第二項及び第三項中「外部評価」を「学校関係者評価」に改め、同条に次の一項を加える。

4 校長は、自己評価及び学校関係者評価の結果を教育委員会に報告するものとする。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第二百十四号

岐阜県防災行政無線通信取扱規程（平成七年岐阜県告示第三百三十一号）の一部を次

のように改正し、平成二十年三月二十八日から適用する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

別表一九の表陸上移動局の部中「岐阜県庁六」を削り、同表衛生車載局の部を削る。

岐阜県告示第二百十五号

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示(平成七年岐阜県告示第二百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十年度に実施する試験から適用する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

別表一中

毒物劇物取扱者試験	回	上	回	上	回	上	回
毒物劇物取扱者試験	回	上	回	上	回	上	回
登録販売者試験	回	上	回	上	回	上	回

に改める。

上

上

別表二県立高等学校、専門学校及び職業訓練学校高等部入学者選考の項中「県立高等学校、専門学校及び職業訓練学校高等部入学者選考」を「県立特別支援学校高等部入学者選考」に

「検査を実施した各県立学校」

「検査を実施した各県立特別支援学校」

に改める。

別表三職員採用大学院修士課程修了者試験の項中

「人事課長事務室」

を「個人情報総務課」に改める。

岐阜県告示第二百十六号

岐阜県情報公開条例第二十五条第一項の知事が定める法人に関する告示(平成十三年岐阜県告示第二百五十三号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

「財団法人岐阜県産業デザインセンター」を削る。

岐阜県告示第二百十七号

岐阜県個人情報保護条例第二十九条の二第一項の知事が定める法人に関する告示(平成十四年岐阜県告示第二百十四号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

「財団法人岐阜県産業デザインセンター」を削る。

岐阜県告示第二百十八号

国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の定数に関する告示(昭和五十一年岐阜県告示第四百三十三号)の一部を次のように改正し、平成二十年五月一日から施行する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

表中「十九人」を「二十一人」に改める。

岐阜県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道 号四百十八		山県市大字岩佐字榎瀬二一三七番五地先から	前	一五・六 四・〇	二八・五	
		同 市大字中洞字下神野二七四番三地先まで	前	一五・六 四・〇	二八・五	
		同 市大字同 字高折下一五五番二地先まで	前 A	一六・八 二四・〇	三六・五	
		同 市大字同 字高折下一五五番二地先から	前 B	一六・八 二四・〇	三七・〇	
一般国道 号四百十八		山県市大字中洞字高折下一五五番二地先から	前	一七・五 三・四	七・〇	
		同 市大字同 字同 一四六番一地先まで	前	一七・五 三・四	七・〇	
一般国道 号四百十八		山県市大字岩佐字榎瀬二一三七番五地先から	後	一五・六 四・〇	二八・五	
		同 市大字中洞字下神野二七四番三地先まで	後	一五・六 四・〇	二八・五	

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道 号四百十八		山県市大字中洞字下神野二七四番三地先から	後 A	一六・八 三・七	三六・五	
		同 市大字同 字高折下一五五番二地先まで	後 B	一六・八 三・七	三七・〇	
一般国道 号四百十八		山県市大字中洞字高折下一五五番二地先から	後	一七・五 三・四	七・〇	
		同 市大字同 字同 一四六番一地先まで	後	一七・五 三・四	七・〇	

岐阜県告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
一般国道 号四百十八		山県市大字中洞字火打岩三〇番四地先から	六四・〇	平成二〇・三・二六	平成二〇・三・二六
一般国道 号四百十八		同 市大字同 字高折下一四九番八地先まで	六四・〇	平成二〇・三・二六	平成二〇・三・二六
		同 市大字同 字高折下一四九番八地先まで	六四・〇	平成二〇・三・二六	平成二〇・三・二六

岐阜県告示第二百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	稲岐 沢卓線	道の種類 路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定の又は 変更の又は 告示年月日 ほか)
	岐阜市東川手五丁目一 番地 先から 同 市 同 一 二 番 地 先 まで			三三・一	平成 二〇・三・六	平成 二〇・二・二九

岐阜県告示第二百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	下桑 中原線	道の種類 路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定の又は 変更の又は 告示年月日 ほか)
	羽島市下中町城屋敷字村前五 〇七番三地从先から 同 市 同 町 同 字 同 三 六三番四地先まで			一〇三・〇	平成 二〇・三・六	平成 一九・三・三

岐阜県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	板白 取鳥線	区 間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	関市板取字野向三八七三 番地先から 同 市 同 字 赤 石 三 七 八 七 番 五 八 地 先 まで	関市板取字赤石三七八七 番五八地先から 同 市 同 字 同 三 七 八 七 番 五 一 地 先 まで	前 A 後 A	三三・五 七・六 二二・五 二九・〇 四八・〇 三三・〇	三四・〇 三四・〇 四〇・〇 四〇・〇 四九・〇 四九・〇	及び A B 係 は 表 示 に 係 示 す 区 敷 を 示 す う 分 地 を 示 す

岐阜県告示第二百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日)
一般国道	二百四十八号	関市東田原字向野一七八番一 地先から 同市西田原字松竹一七四番 五地先まで	一八三・〇	平成 二〇・三・二九	平成 一五・三・二五

岐阜県告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日)

県道	関坂祝線	関市大杉字坂利七七八番一 地先から 同市同 字芝田八四〇番一〇 地先まで	三〇〇・〇	平成 二〇・三・二九	平成 一四・三・二〇
----	------	---	-------	---------------	---------------

岐阜県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日)
一般国道	二百四十八号	加茂郡坂祝町黒岩字林前一五 一九番一地先から 美濃加茂市加茂野町稲辺字南 野一〇八九番地先まで	一、六三・二	平成 二〇・三・二九	平成 一七・一・二四

岐阜県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は他の告示年月日ほか)
一般国道	二百四十号	可児市谷迫間字清水五五八番一地从先から 一市同 字松葉五五三番一地从先まで	一四・〇	平成二〇・三・二六	平成一四・四・九

岐阜県告示第二百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は他の告示年月日ほか)
県道	七富宗加線	加茂郡七宗町神測字上阿羅田一六〇三番三地从先から 一郡同 町同 字同 一六〇三番九地从先まで	二〇・〇	平成二〇・三・二六	平成二〇・一・八

岐阜県告示第二百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は他の告示年月日ほか)
県道	七富宗加線	美濃加茂市三和町川浦字若林七番六七地先地内	一・五	平成二〇・三・二六	平成一六・八・一八

岐阜県告示第二百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は他の告示年月日ほか)
県道	大平賀富加線 停車場	加茂郡富加町滝田字大山二九三番地先から 一郡同 町同 字滝田四〇八番一地从先まで	一三・〇	平成二〇・三・二六	平成一三・五・一六

岐阜県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	多治見線 犬山線	多治見市小泉町一丁目四〇八番六地先から 同 市同 町八丁目一番五地先まで	前 後	ハ・〇 三・三 二・九 四・三	四五・〇 四五・〇	

岐阜県告示第二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）

県道	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
可土	児岐線	土岐市泉町久尻字丸石一四六二番五地先から 同 市同町同 字水晶山一四二七番一地先まで	三四・五	平成 二〇・三・二六	平成 二〇・三・二六 平成 一九・三・二七 平成 一九・三・二九
		土岐市泉町久尻字水晶山一四二七番一地先地内	一〇三・〇		

岐阜県告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
県道	飛騨川線 公曹園線	瑞浪市日吉町字箕打八五三三番一地先から 同 市同 町字山ノ田八〇〇四番一八地先まで	三五・〇	平成 二〇・三・二六	平成 二〇・三・二六 平成 一九・三・二八

岐阜県告示第二百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日ほか)
一般国道	二百五十六号	中津川市坂下字相沢九五四番七地先から	同 市同 字同 八九三番二地先まで	一四・〇	平成二〇・三・六	平成二〇・三・三

岐阜県告示第二百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日ほか)
県道	門和線 佐瀬戸線	下呂市門和佐字キリソコナイ 二三番一地先から	同 市同 字同 二一五番一地先まで	八〇・〇	平成二〇・三・六	平成二〇・三・三

岐阜県告示第二百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域の変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考(及ぶ関係図面は表示するに於いて区分をい)
一般国道	四百七十一号	高山市上宝町長倉字平七七〇番六地先から	同 市同 町同 字かうでら四五六番九地先まで	前 A 後 B	七・〇 三・五 一四・〇 一四・〇 一四・〇	四〇・〇 四〇・〇 四〇・〇	A及びBに係る図面は表示するに於いて区分をい

岐阜県告示第二百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第一項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画道路

三・三・七号 岐阜駅高富線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市まちづくり推進部都市計画室

岐阜県告示第二百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十條第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画公園

五・五・一号 岐阜公園

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市まちづくり推進部都市計画室

岐阜県告示第二百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十條第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

関都市計画公園

六・六・一号 中池公園

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び関市建設部都市整備課

岐阜県告示第二百四十号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により定められた岐阜県土地利用基本計画（昭和五十年岐阜県告示第五百四十九号）を変更したので、同条第十四項の規定において準用する同条第十三項の規定により次のとおり告示する。なお、当該関係図書は、岐阜県都市建築部都市政策課、関係振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）及び関係市町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

基本計画図の一部を次のように変更する。

変更した地域	市町名	変更した地区	変	更	内	容
関農業地域	関市	塔の洞の一部				三ヘクタールの拡大
美濃加茂農業地域	美濃加茂市	中蜂屋の一部				二六ヘクタールの縮小
海洋森林地域	海津市	南濃町の一部				三ヘクタールの縮小
揖斐川森林地域	揖斐川町	徳山の一部				九五九ヘクタールの縮小
郡上森林地域	郡上市	美並町の一部				二ヘクタールの縮小
可児森林地域	可児市	久々利の一部				二ヘクタールの縮小
御嵩森林地域	御嵩町	羽崎の一部				一ヘクタールの縮小
御嵩森林地域	御嵩町	美佐野の一部				一ヘクタールの縮小

多治見森林地域	多治見市	大藪町の一部、 脇之島町の一部	一三ヘクタールの縮小
多治見森林地域	多治見市	京町の一部、大 畑町の一部	
多治見森林地域	多治見市	喜多町の一部分、 池田の一部	一三ヘクタールの縮小
多治見森林地域	多治見市	小名田町の一部	三ヘクタールの縮小
瑞浪森林地域	瑞浪市	稲津町の一部	四ヘクタールの縮小
土岐森林地域	土岐市	泉町久尻の一部 下石町の一部	六一ヘクタールの縮小
土岐森林地域	土岐市	土岐津町土岐口 の一部	七四ヘクタールの縮小
土岐森林地域	土岐市	泉町久尻の一部	六ヘクタールの縮小
土岐森林地域	土岐市	曾木町の一部	三ヘクタールの縮小
恵那森林地域	恵那市	武並町の一部	一八ヘクタールの縮小
恵那森林地域	恵那市	武並町の一部	四ヘクタールの縮小
恵那森林地域	恵那市	岩村町の一部	三ヘクタールの縮小
恵那森林地域	恵那市	山岡町の一部	三ヘクタールの縮小
恵那森林地域	恵那市	山岡町の一部	四ヘクタールの縮小
恵那森林地域	恵那市	山岡町の一部	一ヘクタールの縮小
恵那森林地域	恵那市	串原の一部	五ヘクタールの縮小
中津川森林地域	中津川市	福岡の一部	六ヘクタールの縮小
中津川森林地域	中津川市	千旦林の一部	三ヘクタールの縮小
中津川森林地域	中津川市	上野の一部	二ヘクタールの縮小
中津川森林地域	中津川市	坂下の一部	六ヘクタールの縮小
関農業地域	関市	塔の洞の一部	二ヘクタールの縮小

岐阜県告示第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により大垣都市計画
下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条
第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称
安八町

二 都市計画事業の種類及び名称
大垣都市計画下水道事業 安八町公共下水道

三 事業施行期間
平成三年十二月十七日から
同 二十六年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により美濃都市計画
下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条
第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称
美濃市

二 都市計画事業の種類及び名称
美濃都市計画下水道事業 美濃市公共下水道

- 三 事業施行期間
平成三年十二月十三日から
同 二十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により美濃加茂都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称
美濃加茂市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
美濃加茂都市計画下水道事業
- 三 事業施行期間
昭和六十一年七月八日から
平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により可児都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称
可児市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
可児都市計画下水道事業
- 三 事業施行期間
昭和六十三年十二月十六日から
同 二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により古川都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称
飛驒市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
古川都市計画下水道事業
- 三 事業施行期間
平成三年一月十六日から
同 二十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により坂祝都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条

第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

坂祝町

二 都市計画事業の種類及び名称

坂祝都市計画下水道事業 坂祝町公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十三年十二月二十三日から

平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

下呂市金山町東沓部字西山二一の一、二二の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市朝日町胡桃島字太郎洞四二二の二から四二二の七まで

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

一 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、高山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を飛騨農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年三月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人チームわかば
- 三 代表者の氏名 山田 偉雄
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県関市平和通七丁目六番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、精神障がい者等に対して軽生産作業や生活適応訓練活動の場を提供し、対人関係や生活習慣を整え、地域社会への参加支援に関する事業を行い、社会的自立に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年三月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ジョブキャリア東海
- 三 代表者の氏名 廣瀬 順一
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市鏡島精華二丁目四番一五五〇一号（ア）
（別図）
- 五 定款に記載された目的 この法人は、雇用システムの多様化や個別化、就労意

識の変化といった雇用を取り巻く環境が変化する中で、学生、就労者および就労希望者に対し、主体的な職業生活設計とキャリア形成支援に関する事業を行い、エンプロイアビリティの向上と健全なワーク・ライフ・バランスの実現に向けたキャリア・プランを自助努力によって推進することで、労働市場におけるミスマッチの解消、就労機会の拡充、個人と組織の共生を通じて、広く社会経済の発展に寄与することを目的とする。

第一種大規模小売店舗立地法特別区域の指定

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第一項に規定する第一種大規模小売店舗立地法特別区域を定めたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

第一種大規模小売店舗立地法特別区域

名 称	範 囲
岐阜市柳ヶ瀬地区第一種大規模小売店舗立地法特別区域	市道若宮町線、国道二五六号、県道岐阜羽島線、国道一五七号により囲まれた区域（別図のとおり）
岐阜市駅前地区第一種大規模小売店舗立地法特別区域	市道長住町線、市道真砂橋本線、市道橋本町二丁目加納富士町三丁目線、市道長住町二丁目加納大手町線、市道清住町線、東海旅客鉄道東海道本線により囲まれた区域（別図のとおり）

（別図は、岐阜県産業労働部商業流通課に備え置いて縦覧に供する。）

第二種大規模小売店舗立地法特別区域の廃止

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十五条第一項に規

定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域を廃止したので、同条第四項において準用する同法第三十七条第一項において準用する同法第三十六条第二項の規定により公告する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

廃止した第二種大規模小売店舗立地法特例区域

名 称	範 囲
	市道若宮町線、国道二五六号、県道岐阜羽島線、国道一五七号により囲まれた区域及び市道長住町線、市道真砂橋本線、市道橋本町二丁目加納富士町三丁目線、市道長住町二丁目加納大手町線、市道清住町線、東海旅客鉄道東海道本線により囲まれた区域（別図のとおり）

（別図は、岐阜県産業労働部商業流通課に備え置いて縦覧に供する。）

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により来年度の競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第六百六十七条の五第二項（同令第六百六十七条の十一第三項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条の規定により公示します。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調達をする物品等又は特定役務の種類
 - 1 電子計算機器類
 - 2 医療用機器類
 - 3 通信機器類
 - 4 一般・産業用機器類

- 5 自動車類
- 6 被服類
- 7 燃料
- 8 電力
- 9 医薬品・医療用品類
- 10 事務用品類
- 11 建設工事
- 12 電気通信サービス
- 13 電子計算機サービス及び関連のサービス
- 14 広告サービス
- 15 出版及び印刷のサービス
- 16 汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス
- 17 その他

二 資格

地方自治法施行令第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により定める競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に記載されていることとします。

三 名簿への記載

名簿への記載を希望する者は、岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号）第二百二十六条第一項の規定により入札参加資格審査申請書を提出して次の要件を満たすかどうかの審査を受けなければなりません。

- 1 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて、証紙代金収納計器で表示させることにより、又は現金で納付される県税を含む。）のうち自動車税以外のものを除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- 2 県内に主たる営業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- 3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をされた者にあつては、同法第九十九条第一項若しくは第二項又は第二百条第一項の規定による更生計画認可の決定（同法

附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。

4 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをされた者にあつては、同法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

5 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。

6 建設工事の請負にあつては、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けるとともに、同法第二十七条の二十三第一項の規定による審査を受けていること。

7 測量の請負にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていること。

8 建築設計の請負にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていること又は建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認められること。

9 前三号に掲げるものを除くほか、法令の規定による許可、認可、登録等を受けなければ営むことができない業に係る請負にあつては、当該許可、認可、登録等を受けていること。

10 地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。

11 建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百七十七号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。

12 補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。

13 森林整備業務の請負にあつては、次の(1)から(3)までのうち、いずれかの資格等をもつて技術職員を一名以上通年雇用し、かつ、常勤の技術職員を二名以上又は非常勤の技術職員を五名以上雇用していること。

(1) 林業技術士

林業技術士養成事業実施要領（昭和五十三年十月六日付け農林水産事務次官通達）又は林業技術士養成事業実施要綱により社団法人日本森林技術協会が認定した者

(2) 青年林業士（育成部門又は素材生産部門に限る。）

林業後継者育成対策等事業実施要領（昭和五十八年四月四日付け農林水産事務次官通達）により都道府県知事が認定した者又は岐阜県林業士認定要領により岐阜県知事が認定した者

(3) 基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業作業士

林業労働力対策実施要領（昭和四十五年七月三十一日付け林野庁長官通達）、林業担い手育成強化対策実施要領（平成八年五月二十四日付け林野庁長官通達）、林業担い手育成確保対策事業の実施について（平成十年四月八日付け林野庁長官通達）又は強い林業・木材産業づくり交付金実施要領（平成十七年三月三十日付け林野庁長官通達）により都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定した者

四 有効期間等

1 有効期間

資格の有効期間は、名簿に記載されている期間です。名簿への記載は三の規定による審査の結果三の各号に掲げる要件を満たしていることと認められたときになされ、名簿からの抹消は三の各号に掲げる要件を欠いたときになされます。

なお、森林整備業務の請負に係る名簿については平成二十一年三月三十一日、測量、建築設計、地質調査、建設コンサルタント及び補償コンサルタントに係る名簿については平成二十二年三月三十一日、製造の請負、物件の買入れその他に係る名簿については平成二十三年三月三十一日をもって失効します。

2 更新

有効期間満了後引き続き資格が必要な場合は、有効期間満了前に、又は満了と同時に改めて名簿に記載されなければなりません。

五 建設工事の指名競争入札に必要な資格の等級区分

二で規定する資格のほか、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分（建設業法第二十七条の二十三第一項の審査の評定に基づき別に定める基準に従って定められるものをいう。）は、次のとおりです。

1 土木一式工事

予	定	価	格	等級区分
五千万円以上				A

六 資格に関する事務を担当する課

資格に関する事務を担当する課は、次のとおりです。

1 建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設

予 定 価 格	等級区分
二千万円以上	A
六百万円以上二千万円未満	B
六百万円未満	C

4 管工事

予 定 価 格	等級区分
二千万円以上	A
六百万円以上二千万円未満	B
六百万円未満	C

3 電気工事

予 定 価 格	等級区分
一億円以上	A
五千万円以上一億円未満	B
五千万円未満	C

2 建築一式工事

予 定 価 格	等級区分
二千五百万円以上五千万円未満	B
二千五百万円未満	C

計等の請負

千五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県県土整備部建設政策課建設業担当

電話番号 〇五八 二七二 八五〇四

2 森林整備業務の請負

千五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県林政部治山課治山担当

電話番号 〇五八 二七二 八四九六

3 製造の請負、物件の買入れその他

千五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県出納事務局出納管理課用度担当

電話番号 〇五八 二七二 八七一五

安八郡広域連合の規約の変更許可

安八郡広域連合長から申請のあった安八郡広域連合の規約の変更については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により平成二十年三月二十八日付けで許可したので、同条第五項の規定によりその旨を公表する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
瑞穂土地改良区	平成二〇・三・一四

平成二十年三月二十八日印刷
平成二十年三月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))